

魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 令和6年10月7日（月）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第四・五・六会議室

議 事

第 1 議事録署名委員について

第 2 議案 第 35 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和6年10月7日(月)

2. 総会の場所 魚津市役所第四・五・六会議室

3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 13名

会長(議長) 12番 北田 直喜

委員 1番 水尾 英俊 2番 澤田 重孝

3番 中山 彦信 4番 上樂 忍

5番 稗苗 史絵 6番 小坂 義則

8番 佐々木 隆 9番 住田 賀津彦

10番 大崎 章博 11番 高橋 順子

13番 谷越 彦茂 14番 石坂 誠一

5. 総会を欠席した農業委員の数 1名

7番 宮坂 博一

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 1名

天神地区 吉野 俊彦

7. 議事録署名委員

3番 中山 彦信 4番 上樂 忍

8. 総会に出席した職員

事務局長 清水 悟史 係長 關口 晶子

主査 本田 陽一 主事 山根 悠平

主事 小林 智樹

【開 会：午後1時30分】

議 長： それではただ今から令和6年度10月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中13名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、3番中山委員、4番上樂委員にお願いいたします。

議案第35号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第35号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

2ページ目をご覧ください。今月の申請は3件5筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が2,035㎡です。

【議案第35号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

事務局： 上野方地区担当の宮坂委員より、問題ないと聞いております。

3番： 今ほど事務局より説明のあったとおりでして、申請地の周りは道路に囲まれており、あそこで耕作をするのは難しいかなと思います。耕作しにくいところは、有効に利用してもらえればよいかなと思います。

2番： 譲受人の父親が高齢になったので、今まで草刈り等の管理はしていましたが、この際名義を変更しておきたいという状況で話がありました。今まで通りの利用なので、問題無いかと思いますがよろしくをお願いします。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

14番： 3件目については、現況写真に写っているものは資材なのか。

2番： 造園業を営んでいるため、写っているのは庭石ではないかと思います。

12番： 3件目について、この場所を含むほかの資材置場は点在しているが、一か所にまとめることはできなかったのか。

事務局： 申請地を選定した理由として、希望する同一集落範囲内で土地を求めたが、売却不可であったため、多少離れるが申請地を選ばれたと聞いております。

議長： この他に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第35号は意見決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局：
・令和6年度富山県農業委員会研修大会
・「令和6年能登半島地震災害義援金」預かり証
・「農業者との意見交換会」について
・地域計画策定に向けた話し合い日程調整表

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉会：午後3時03分】

【別添】

農地法第5条調査書

議案第35号 受付番号1番
(使用貸借権設定)

借受人	貸渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね30 haの一団の農地の中にあり、土地改良事業実施地域内ため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	借受人は、現在の住居が手狭であり、また両親から子育ての協力を得るために戸建て住宅を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金でまかなう計画で、借入手続き案内を添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、法定外公共物は対応済みであります。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設置し、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は公共下水道施設を利用し、雨水排水については既存水路に排水します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第35号 受付番号2番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、申請地を含む街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えていることから、第3種農地と判断します。 転用許可基準は、原則許可です。	
転用目的	譲受人は、自身が取締役を務める会社の既存地が手狭であるため、隣接地に貸駐車場を設置する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は貸駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、貸駐車場が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設置し、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は発生せず、雨水排水については既存水路に排水します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第35号 受付番号3番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね30 haの一団の農地の中にあるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	譲受人は、自身が経営する造園業に必要なため、利便性の高い同一集落内で資材置場を設置する計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら資材置場として違反転用していたことを反省し、始末書が添付されています。必要な資金については自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に工事済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は資材置場として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、資材置場が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設置し、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は発生せず、雨水排水については既存水路に排水します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

